

平成 31 年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成 31 年 3 月 13 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 31 年 3 月 13 日 午後 0 時 57 分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

議案第 22 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第 1 号 「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望
陳情第 5 号 訪問福祉理容（出張理容）への取り組みと要望について

事前質疑

1. 給食センター P F I 事業終了後の管理運営形態並びに調理員の雇用形態について
2. 学校図書館への新聞配備及び活用状況について

報告事項

1. 国史跡美濃金山城跡整備基本計画パブリックコメントの結果について
2. 福祉センターの設置及び管理に関する条例の改正について
3. 地域福祉計画パブリックコメントの結果について
4. 生きるための包括的支援行動計画（自殺対策計画）パブリックコメントの結果について
5. 介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
6. 国民健康保険税条例等の一部改正について
7. 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
8. キッズクラブ入室及び保育園入園状況について
9. 健康づくり計画パブリックコメントの結果について
10. 可児とうのう病院について

協議事項

1. 所管事務調査事項について

5. 出席委員（6名）

委員長	勝野 正規	副委員長	川合 敏己
委員	林 則夫	委員	富田 牧子
委員	山田 喜弘	委員	天羽 良明

6. 欠席委員（1名）

委員 田原理香

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	吉田隆司	教育委員会事務局長	村瀬雅也
こども健康部長	井上さよ子	高齢福祉課長	大澤勇雄
福祉支援課長	宮崎卓也	国保年金課長	三好誠司
介護保険課長	東城信吾	こども課長	河地直樹
健康増進課長	小栗正好	こども課主幹	前田直子
教育総務課長	細野雅央	学校教育課長	三品芳則
文化財課長	川合俊	学校給食センター所長	玉野貴裕

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田上元一	議会事務局 議会総務課長	梅田浩二
議会事務局 書記	服部賢介	議会事務局 書記	山口紀子

○委員長（勝野正規君） 定刻前ではございますが、皆さん、おそろいになりましたので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日、田原委員より欠席届が継続して提出されていることを御報告申し上げます。

なお、発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。

それでは、レジュメに沿って進めさせていただきます。

初めに議案第22号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○福祉部長（吉田隆司君） それでは、議案第22号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

資料は、議案書の14ページ及び提出議案説明書の2ページをお開きください。

提出議案説明書に改正趣旨も記載してございますけれども、その趣旨につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び法律施行令の改正に伴い災害援護資金の貸付利率等を定めるために改正をするものでございます。

それでは、詳細につきましては福祉支援課長のほうから説明を申し上げます。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） まず災害援護資金の御説明ですが、これは災害救助法による救助の行われる災害によりまして世帯主の負傷、または住居・家財の損害があった世帯の生活の立て直しに資するための貸付制度でございます。

その概要としては、お配りしました参考資料をごらんになっていただきたいと思います。災害援護資金の概要という参考資料でございます。

まず、実施主体は市町村となります。都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、当該都道府県内の全市町村において適用対象となります。

対象となる世帯につきましては、世帯主が1カ月以上の療養を要する負傷をした世帯や、住居が半壊・全壊・滅失・流出した世帯でございます。

貸付限度額は最大で350万円で、世帯主の負傷の有無や住居家財の損害の程度、またはその組み合わせにより限度額が異なります。また、一定の所得制限がございます。

償還期間は、3年の据え置き期間を含んで10年までです。

貸付原資は、国が3分の2、県が3分の1で、市の負担はございませんが、市町村が国の負担分を含む原資を県から借りまして被災した世帯に貸し付ける仕組みとなっております。

なお、この貸し付けによる利子は市町村の収入となります。

この災害援護資金につきましては、法律の第10条第1項におきまして、市町村が条例の定めるところにおいて貸し付けを行うことができるというふうに規定しておりますことに基づきまして、この本条例第12条から第15条に定めているものです。

今回の法改正の主な内容でございますが、この参考資料の6項目め、利率をごらんになっ

ていただきますと、これまで法第 10 条第 4 項において貸付利率は年 3 %と法律で規定されておりましたが、今回の改正によりまして「年 3 %以内で条例で定める率」というふうに変えられました。

また、その下の 7 項目め、保証人についてですが、これは法律施行令において定められておりましたが、保証人が今までは必須とされておりましたが、当該規定が削られまして保証人の可否は市町村の裁量に委ねられることになりました。

あとは、10 項目めの償還方法について、これも法施行令において今まで年賦、半年賦のほかに月賦が加えられました。

では、議案改正内容、議案書の 16 ページをごらんください。

この法改正の趣旨を踏まえまして、まず 14 条ですね、16 ページ、14 条につきまして、改正前は利率を年 3 %、これは法律に基づいて年 3 %と規定をしておりましたが、改正後はまず第 1 項において「保証人を立てることができる」とした上で、第 2 項において「保証人を立てる場合は無利子」とし、「保証人を立てない場合は年 3 %以内で規則で定める率」とします。

なお、規則で定める率は 1.5%というふうにしております。この根拠でございますが、東日本大震災における国の特例措置といたしまして、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年 1.5%の利率ということの特例措置を出してございまして、今回の法改正に伴う国の通知の中でもこの特例措置を参考例に挙げていることもございまして、東日本大震災級の大災害を想定いたしまして、それに準じてこの利率で定めているものでございます。

次に、第 3 項は、これは「保証人は連帯して債務を負担するものとする」というものです。

それから、次の第 15 条第 1 項、これは償還方法、今までの年賦だけだったものが半年賦償還と月賦償還を加えるものです。

それから、第 3 項は今回の改正に伴う必要な規定整備を行ったものです。

あと、14 ページから 15 ページの改正部分につきましては、これは今回の改正にあわせて文言等を整備したものでございます。

また 16 ページに戻っていただきまして、附則でございますが、平成 31 年 4 月 1 日施行、それから今の利率と保証人の規定につきましては、施行日以後に生じた災害による被害に係る貸し付けから適用をいたしまして、施行日前に生じた災害による被害に係る貸し付けについては従前の例によるものでございます。以上です。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第 22 号に対する質疑を行います。

○委員（山田喜弘君） まず保証人については、国は撤廃ということで、今、特例の部分がありましたけれども、それを参酌したんだと思いますけれども、国が撤廃と言っている部分についてどう考えてそういう特例を、保証人を立てることができる規定を設けるのか、もう一度説明していただきたいと思います。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） 実はこれ、国は規定を削ってはおりますが、撤廃という表現

はしておらず、市町村の裁量に任せるために国の法施行令からは抜いたという見解を示しておりますので、保証人を立てる、立てないは市町村のほうで定めなさいという国のほうの見解でございます。したがって、それに基づいて、今回のこのような保証人の規定にいたしました。

○委員長（勝野正規君） そのほか質疑。

○委員（山田喜弘君） 半年償還と月賦償還とありますけれども、特に月賦償還の場合の返済方法としてはどんなものがあるか。例えば元金均等なのか元利均等なのか、その辺はどうですか。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） この償還方法は元利均等償還でございます。ですから、一定額で償還していくというものでございます。以上です。

○委員長（勝野正規君） そのほか御意見ありましたら。

じゃあ、私のほうから一つ教えてください。

資料いただいたものの4の⑤、住居の全体が滅失もしくは流失したとき350万円とあるんですけども、その下の表の5のところの表の下に、ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とするとあるんですけど、この違いって何ですかね。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） この所得制限のところでございますかね。

○委員長（勝野正規君） はい、そうです。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） 今おっしゃられた貸付限度額、住居全体の滅失もしくは流失の下ではなくてですよ、所得制限……。

○委員長（勝野正規君） そう、5の表の下。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） そういうことですね。

世帯の住居が滅失した場合には、ですから、所得制限が世帯員1人から5人以上でこういう所得制限になっているんですけども、住居が滅失してしまった場合においては、所得制限を1,270万円としますよという、そういうものでございます。

○委員（山田喜弘君） 貸付限度額がこの説明の参考資料の中の①、②、③、④、⑤までありますけれども、これはどういうふうに証明をしてもらうという、何か具体的にはあるんでしょうか。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） 実際のところは、半壊、全壊とかは、要は罹災証明とかそういういったもので判断することになります。以上です。

○委員長（勝野正規君） そのほか御意見よろしいでしょうか。

○委員（山田喜弘君） もう一点、第15条の3で、違約金の利率についてはどういうふうになっているんでしょうか。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） 実は違約金が、これも条例改正には直接は関係ないんですけども、違約金の率については法施行令で定められておまして、今回の改正で、今まで年10.75%でした。これを今回の施行令の改正によって年5%に引き下げされています。以上です。

○委員長（勝野正規君） そのほか質疑よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第 22 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 22 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたします。

お諮りいたします。

本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、陳情に入ります。

陳情第 1 号 「生涯現役社会」を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて御意見をお願いいたします。

○副委員長（川合敏己君） シルバー人材センターのほうに聞きましたら、これは全国的に出していらっしゃるということです。ただ、実際によっては、なかなかシルバー人材センターに対しての事業発注等々がまだ少ないところもあるようでございまして、可児市の状況におきましては、実際、市からの環境整備に係るものを中心に結構事業を発注していただいているということ、また 4 月からは広報の配送、いわゆる広報紙ですね、メール便がなくなる分、シルバー人材センターのほうにその配送を頼まれているということで、こういった意味では、今回、陳情は出ているんですけども、可児市においては聞きおきでいいのかなというふうに思っております。

○委員長（勝野正規君） 今、聞きおきという発言がございましたが、それでよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、陳情第 1 号については、教育福祉委員会は聞きおきとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、陳情第 5 号 訪問福祉理容（出張理容）への取り組みと要望についてを議題といた

します。

この陳情についての取り扱いの御意見をお願いいたします。

○副委員長（川合敏己君） これについても聞きおきでいいかと思えます。というのは、やっぱり、まずこういったサービスを始めるということは、保険料にはね返ってくることをまず考えなきゃいけないので、こういった県内他市の状況をきちんと見きわめた上でこれはじっくりと判断していくべきだと思います。今の段階では聞きおきでいいんだと思います。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

ただいま聞きおきという御意見が出ましたんですが、聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会の審査案件は終了いたしました。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 13 分

再開 午後 1 時 15 分

○委員長（勝野正規君） 会議を再開いたします。

事前質疑 1. 給食センター P F I 事業終了後の管理運営形態並びに調理員の雇用形態についてを議題といたします。

質問者である富田牧子委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 午前中の予算決算委員会の中でも出ましたけれど、給食センターの P F I 事業が 2019 年度末に終わるということで、今、調理員たちの間で、この P F I 事業が終了すると全員解雇されるのではないかと。

それで、解雇されても次に雇用されればいいわけですけど、次は雇用されるかという不安が大変広がっているということで、平成じゃないですけど、平成 32 年 4 月以降の給食センターの管理運営、雇用はどうなるか。

午前中にちょこっと説明がありましたけど、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） P F I 事業の範囲につきましては、給食センター施設の設計、建築、維持管理、給食配送で管理運営されてきたもので、調理のみ別途委託しながら運営してまいりました。

P F I 終了後は、給食センター施設の維持管理、給食調理、給食配送をセットで民間委託する方向で準備を行っており、調理機器等設備に精通した業者が一体的に業務を行うことによる安心感のもと、衛生管理が徹底された状態で調理される安全でおいしい給食の提供をし

ていきたいと考えています。

給食調理員は、予定していますプロポーザル方式による業者選定で決定した運営主体との雇用契約となります。

可児市公共施設振興公社の動向につきましては、教育委員会として言及する立場になく、プロポーザル方式に関する委託仕様書が示された段階で、事業者として公社が判断されることと考えています。以上です。

○委員長（勝野正規君） 質疑を求めます。

○委員（富田牧子君） 可児市公共施設振興公社の動向について言及する立場にないと言われますけど、可児市公共施設振興公社での雇用の契約というのは、一体どういうふうになっているわけでしょうか。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 調理業務の委託につきましては、可児市から可児市公共施設振興公社への調理業務の委託契約を結んでおります。

○委員（富田牧子君） それは、1年ごとにやっていたのか、この10年でまとめてやっていたのか、どうなんですか。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 調理業務委託につきましては、毎年単年度の契約を行っておりまして、可児市公共施設振興公社との随意契約のもと、調理業務委託をしてまいりました。

○委員（富田牧子君） さっきのおっしゃられ方ですと、これは可児市公共施設振興公社の問題になるということなんで、実際に雇用されている調理員たちの身分の保障とか、今後も継続されるかというのは全くあずかり知らないことだというふうな感じのお話があったと思うんですけど、ちょっとやっぱりそれは随分と冷たい話だと思うんですね。

この間、ずうっと給食センターで、調理員たちは決して高いとは言えない賃金でやっていたという実情だと思うんですけど、なかなか例えば母子家庭の人がここの調理員に入って生活が成り立つかといえ、なかなか成り立たないような低賃金だったというふうに聞いておりますけれど、今後はプロポーザルでどういうところがとるか、その人たちがどう考えるかによって雇用もということでは、ちょっと何か私は冷たいんじゃないかと。雇用されるように何とか話していただくとか、そういうことは全然ないわけですか。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） 給食の調理、配送で、工夫して安全にできておるのは、当然可児市公共施設振興公社の調理員の皆さんのおかげと感謝をしたいと思います。

委託業者の選定委員会の決定によりまして他の民間事業者に決定した場合においては、他市の事例を見ますと調理員が引き続き雇用される事例もございます。調理現場の衛生管理や調理技術両面におきましては、調理の質の維持を図り、安全で安心な給食の提供のためにスムーズな移行ができるよう努めてまいりたいと思っております。

あくまでも社員採用の判断は新たな運営主体が行われることではございますが、プロポーザル方式の審査基準においても、こうした社員の積極的採用には評点を高くするなどといった配慮も考えられるかなと思っております。

○委員（富田牧子君） 次のプロポーザルでどこがとられるかということはわからないわけですが、例えばそこで、前よりも単価の切り下げが行われて給料が安くなるとかそういうことになったら本当に大変皆さん困ると思うんですけど、そういうことに対する配慮とかそういうものは全然ないんでしょうか。

○学校給食センター所長（玉野貴裕君） あくまで運営主体が決められることではございます。行政のほうから賃金をこのようにというふうなことにつきましては、私どものほうからは申し上げる立場にないというふうに思っております。

○委員（富田牧子君） 賃金の面もそうですけど、そこで働けないとなったら次のところをちゃんとお世話するとかいうことはあるんでしょうか。

○教育委員会事務局長（村瀬雅也君） 済みません、今のお話でできるだけスムーズな運営ができるようにいろいろ配慮はしていくものの、最終的に選択されるのは個々の方ですので、そこについては雇用者であります公社のほうで面倒を見ていくことは多少あると思いますけれども、私どものほうではどこまでというところまではちょっと今ここで発言することはできないと思います。以上です。

○委員（富田牧子君） 美濃加茂市が一足早く民間委託になったと思うんですけど、美濃加茂市の場合は、そういった調理員の雇用についてはどのようにされていたんでしょうか。

○教育総務課長（細野雅央君） P F I 事業の関係もございますので、私どもも実際、美濃加茂市の給食センターへ行って聞いてまいりました。

そのときは、やはり当時直営であった給食調理員のかなりの方が今の受託企業に再就職というふうにしたと聞いておりますけれども、やはりいろんな賃金体系とかそういったものについては前と同じというわけではないということは何っております。以上です。

○委員（富田牧子君） 美濃加茂市はシダックスでしたよね。シダックスが受けてやってということは、初めのときはまだ皆さんそのまま、直営のところからシダックスのほうへ雇用されたという方が多かったということですか。

○教育総務課長（細野雅央君） そういうことです。

その前も、結局、給食センターの、いわゆる可児市でいうならば期間業務職員という立場の人でしたので、身分が美濃加茂市の職員、いわゆる臨時職員からシダックスの従業員というか、社員になったということです。

○委員（富田牧子君） その場合、それを望まなかった人もいらしたか、いらっしゃらなかったか私はわかりませんが、一応これだけの調理員がいらしたとしたら、大部分はシダックスへ行ったけれども、そうじゃなくて、もう私はそこには行かないですけれどもという人たちに対しても仕事の保証というのはあったんでしょうか。

○教育総務課長（細野雅央君） 市が仕事の保証を出すということはないと思います。ちょっとそういった話は聞いておりませんし、それから中にはちょっと確認したわけではございませんけれども、調理師の資格なんかがおありの方だと別の道を歩まれた方も見えるというようなことはちょっと何っております。

○委員（富田牧子君） 来年度に向けて、もちろんそういうふうで今先ほど調理員たちに不安が広がっているという話をちょっとして、それから質問しているわけですけど、そういうことに対してこうなりますよとかいう説明というのは、もう既に行われているんですか。

○教育総務課長（細野雅央君） 基本的には市が可児市公共施設振興公社に委託を出しておりますので、いわゆる可児市公共施設振興公社がどうされるのかということで、我々自身、いわゆる市教育委員会が可児市公共施設振興公社の従業員に対してこうなりますよとかいうことは説明をしたわけではございません。

あくまでも、これは可児市公共施設振興公社が主体的にやることだというふうに考えております。

○委員長（勝野正規君） それで、可児市公共施設振興公社はやったんですか、説明を。

○教育総務課長（細野雅央君） 詳しいところまではしていないですが、それとなしのようなアナウンス的なことはされたというふうに聞いております。

○委員長（勝野正規君） そのほか。

○委員（山田喜弘君） そうすると、スケジュール感がどうなってくるんですかね、これ。

2020年3月末まで雇用されるという話になると、当然、可児市公共施設振興公社の都合なんですけれども、解雇というような話だと、例えば事業の整理とか事業の縮小とかという理由で解雇とかとなると思うんですけれども、今も言ったように、こっちで把握していないという話なんですけれども、実際、そこで働いている方には、いつごろ確定するとかという部分についてはどう考えているんですか。

○教育総務課長（細野雅央君） 先ほど給食センター所長が言いましたように、プロポーザルを年明けのなるべく早い段階で行います。

それで、プロポーザルの仕様書ができた段階で、可児市公共施設振興公社が応札をするのかしないのかによって、今度、可児市公共施設振興公社として応札をしないとなれば、それは可児市公共施設振興公社として事業の縮小ということになりますので、まだ可児市公共施設振興公社がその段階で解散するわけではございませんが、やはり何らかの従業員の方の処遇というのを考えなければなりませんし、一方で、さっき所長が言いましたように、プロポーザルをやる中で新たな受託候補者、候補企業が例えば可児市公共施設振興公社の方を積極的に採用をするような場合の評点であるとか、あるいは仕様書の中には採用することとは言えませんので、あくまでそれはこちらの希望というか、そういったことで可児市公共施設振興公社で働いてみえる方の不安を少しでも解消するというような手だてになるかと思えます。

○委員（山田喜弘君） そうなると、可児市公共施設振興公社が、いわゆる解雇する人の再雇用への努力義務みたいなことについてはどう考えればいいんでしょうか。

○教育総務課長（細野雅央君） 主体が可児市公共施設振興公社ですので、ちょっと我々がどうこうということは言えませんが、可児市公共施設振興公社も実際にそういう状況になったときの法的な責任とかそういったものを市の顧問弁護士ともいろいろ相談して、なる

べくいいふうに行くように努力はしているということは聞いております。

○委員（富田牧子君） このPFI事業をするときに、SPC、いわゆる特別目的会社をつくってそこが管理とか配送の部分をやっていたわけですけど、そこもなしよということで、全く今度は調理も全部全てのこと、管理運営も全部、配送も含めて全部をやってもらうところを民間委託するということですよ。

それで、それは私たちのことじゃないと言われるかもしれないけど、それまでつくっていた目的会社とかそういうところ辺はどうなるんですか、これ。

○教育総務課長（細野雅央君） もともとSPCは、平成31年度で解散するということを前提としてPFI事業が成り立っていますので、そもそもそれで終わりというふうにSPCははなから認識してみえます。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に、事前質疑2項目め、学校図書館への新聞配備及び活用状況についてを議題とします。

質問者である山田喜弘委員、質問事項の説明をお願いします。

○委員（山田喜弘君） 平成29年度からの5カ年を期間とする第5次学校図書館図書整備等5カ年計画が策定されています。

学校図書館への新聞配備について、本市の配備状況と活用状況について説明をお願いします。

○学校教育課長（三品芳則君） それではお答えいたします。

小学校で、学校図書館に新聞を備えているのは11校中7校。その内訳は、子供新聞が1紙4校、2紙が3校、平均でいきますと0.9紙となっております。学校図書館図書整備等5カ年計画における達成率でいきますと、63.6%という現状でございます。

中学校におきましては、学校図書館に新聞を備えているのは5校中5校。その内訳は、子供新聞1紙が2校、4紙が1校、日刊紙1紙と子供新聞1紙が1校、日刊紙2紙というのが1校、平均2紙というところでございますが、学校図書館図書整備等5カ年計画でいきますと、達成率でいきますと60.6%というのが現状でございます。

学校図書館での新聞の活用状況は、新聞や活字に触れるきっかけとするとともに、時事問題など世の中で話題になっている事柄に興味を持たせることに役立てております。例えば国語の授業で、文字の学習や文章の読み取り、意見文作成などに活用するほか、社会科や理科の授業、総合的な学習の時間の調べ学習等に活用する場合があります。また、学校司書が記事を切り抜いて掲示物を作成したりするなどの活用も見られます。

中には、新聞店の方を講師に迎えて記事を切り抜いて自分だけの新聞紙面をつくらしたりする授業を実施したり、また委員会活動として生徒が昼の放送で注目記事を紹介し感想を述べたり、受験生に向けて最近の注目記事を紹介したりするなど工夫を凝らした活動を行っている学校も見られます。

現在、多くの学校では学校用に朝刊等を購読しております。それを活用すればさらに達成率は上がりますので、今後、また小・中学校へ指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

質疑を求めます。

○委員（山田喜弘君） 今の配備率については、平成 27 年度の全国調査では小学校平均で 41.1%、中学校では 37.7%だったのでそれよりは多いかと思うんですけども、単年度で地方財政措置としては約 30 億円ですかね、国は用意しているということですけども、100%に向けて今後どのように努力していくのかというのを説明していただきたいと思うんですけど。

○学校教育課長（三品芳則君） 現在も、学校図書館には置いていない学校におきましても、学校用として朝刊とか夕刊を購読している学校がほかにはございますので、そういった新聞も学校図書館で利用していけば当然達成率は上がっていきますので、そのあたりは学校教育課としても学校司書、並びに図書館主任等が集まるような機会を設けてまた指導はしてまいりたいと思います。

予算的な措置につきましては、済みません、学校教育課の予算ではございませんので、以上のところまでで、申しわけございません。

○委員（山田喜弘君） もう一つだけ、学校に入っている新聞というと、そうすると生徒は自由に使えるようになるんですかね、今みたいに。

○学校教育課長（三品芳則君） 図書館には入っていないんだけど、学校として購読しているというのは、主に職員用に利用されているものでございます。

それを図書館に置けば当然子供の目に触れるようになりますけれども、今現在そうやって図書館には持ってっていない学校もありますので、そのあたりはこちらとしても指導してまいりたいと思っております。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

次に、協議議題 4. 報告事項へ入ります。

国史跡美濃金山城跡整備基本計画パブリックコメントの結果についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○文化財課長（川合 俊君） 国史跡美濃金山城跡整備基本計画パブリックコメントの結果について御報告させていただきます。

委員会資料のナンバー 3 をお願いします。

昨年 12 月の教育福祉委員会で御説明いたしました本計画案について、本年 1 月 10 日から 1 月 31 日までの期間、パブリックコメントを実施し、お一人の方から 2 件の意見をいただきました。

まず1件目の意見としては、今後の整備の中で本丸跡の整備をどのように行っていくのか、またARは積極的に活用してほしいというものでした。

これに対する市の考えとしては、本丸跡の整備は、現在地表面に見られる礎石をそのまま露出展示し、さらに現在の発掘調査の成果を踏まえた解説板の設置を行います。また、建物の配置や規模が伝わる展示方法を検討し、破城の痕跡を良好に残す石垣が見えるような動線の整備を行っていきます。伐採等も順次行い、城主が見たであろう景観を見てもらうとともに、地理的環境がわかるような眺望サインの設置を行います。

ARについては、発掘調査等により確認された遺構で復元等が可能な場合に導入を検討しますと回答させていただきました。

続いて、2点目の意見としては、城跡内または周辺の史跡の案内や見学ルートを整備してほしいというものでした。

これに対する市の考え方としては、城跡内は、見学動線の計画のとおり既存の道を利用しながら、安全に美濃金山城跡の魅力を経験してもらえる整備を行います。

また、城跡内だけではなく、兼山地区にある関連文化財を案内、誘導するサイン計画を立て、城跡や町場の歴史的価値を実感してもらえるようにしますと回答させていただきました。

これら2件の意見とも、今後の美濃金山城跡の整備のあり方やその方法についての御意見であり、パブリックコメントの結果の中で市の考え方として記載した内容は本計画内にも書かれているところです。

以上のことから、パブリックコメントに伴う計画案の修正はございません。以上です。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

質疑を求めます。

[挙手する者なし]

発言もないようでございますので、この件に関しては終了といたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後1時39分

再開 午後1時41分

○委員長（勝野正規君） 会議を再開します。

次に、報告事項2. 福祉センターの設置及び管理に関する条例の改正についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（大澤勇雄君） 福祉センター設置及び管理に関する条例についてですが、10月の消費税改正に伴う公共施設の使用料金の改正を次回6月議会に諮る予定でございます。

福祉センターの使用料金については、平成28年度に実施した公共施設の利用に関する市民検討委員会から、福祉センターについては、公共施設は基本的に会場費のみで冷暖房費はとらなくてもよいのではないかと、それから調理室の利用の際にガス代等が徴収されるが、

わずかな金額なので利用料に含めることができないのかといった意見がございました。

その中で、指定管理者の更新が平成 32 年でございまして、これにあわせて料金改定を見直すことといたしましたが、今回、消費税の改正がございまして、ことしの 8 月に指定管理者の募集が必要となりますので、6 月の次回議会に他の公共施設とは別に、福祉センターの使用料金の条例改正案を提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

この件に関しまして質疑を求めます。

○委員（山田喜弘君） 具体的に 10%を想定して、どんな料金体系というのか、概略はわかるんですか。

○高齢福祉課長（大澤勇雄君） まずは、今の福祉センターを冷暖房費を別に設定して、地区センターにおいては冷暖房費と一緒に合わせて徴収するような形で平成 30 年度に変わっておりますので、センターにおいても冷暖房費を込みにしながらというような形で、その中に消費税を織り込みながらというような形の料金改定を考えております。

○福祉部長（吉田隆司君） 市の施設につきましては、消費税が上がる 10 月に合わせて一本の条例で本来消費税の分だけを上げる条例を提出するのが普通だと思うんですけども、福祉センターだけを一本別の条例で今回上げさせていただきたいということで、それにつきましては、今申し上げましたようにほかの施設は消費税のアップ分だけの条例の改正で、福祉センターだけは消費税のアップ、プラス、今の市民からの意見があったことを考慮して冷暖房費を今の使用料に入れ込むという話と、もう一つは今の料金体系が適切かどうかということも見直しして、全体的に新たな料金体系をつかって条例を出させていただきたいということでございます。

それで、今、福祉センターはそれぞれ料金が決まっているわけですが、若干下げられるような形で今検討しているんですけども、幾らにするとかそういうことはまだちょっとこの席で申し上げられませんので、6 月議会にそのことを詳しく説明しますけれども、とにかく基本的な料金体系を今の係る経費、そういうところから見直しをして、新たな体制で出させていただきたいということでございます。以上です。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑はよろしいですか。

○委員（山田喜弘君） 実際に下がるかどうかわからんですけども、下がるというのは例えば 1 時間当たり幾ら等、冷暖房費の合計から下がっていくという話になってくるんですか。

○高齢福祉課長（大澤勇雄君） はい、合計で下げられるようなというような、そんなイメージで今考えております。

○福祉部長（吉田隆司君） 結果的に下げられるのではないかとというふうに検討をしておるんですけども、施設の使用料を幾らにするかというちょっと計算式があるので、その計算式に照らし合わせていった適切な金額をお示ししたいという意向です。

ただ、それは今計算していると、多分現行料金よりも下がるだろうというところの段階で

すので、全体に下げるとかそういう意味ではなくて、適正な計算式に基づいたふうでやると下がるような結果になりそうだよということで御認識をいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようでございますので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項3. 地域福祉計画パブリックコメントの結果についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（大澤勇雄君） きょうの委員会の資料のナンバー4のほうをお願いいたします。

地域福祉計画について、第3期の計画のパブリックコメントを平成31年1月10日から平成31年1月31日まで実施いたしました。

意見のあった方については2名ということで、提出の意見としては5件ということでございます。

1番目には、今の市民から見た場合の福祉にはということで、これは障がいをお持ちの方の外出の支援とか、こういった方に対して免許返納をしたような方にも図書サービス、図書の貸し出しサービスを検討していただけないかということでございます。

そういった他市でもやっているような状況がございますが、市としての考え方といたしましては、本計画は公共的な福祉サービスでは十分対応できないようなさまざまな地域課題に対して関係機関が協働して、安心して暮らせる地域社会をつくるための理念や仕組みをつくる計画であり、本計画とは別に外出困難者の図書の貸し出しについて今後検討をさせていただくということで、計画については修正がないということで返答をしております。

続きまして、2番目でございます。本計画の策定に当たっての福祉関係者からのヒアリングを行っているようだが、対象となる高齢者とか被介護者、障がい者のヒアリングはどうなっておるかということでございます。

これについては、高齢者・障がいのある方が加入している団体からヒアリングを実施し、意見を徴収しました。また、障がい者計画、また高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に際しても対象者からアンケート調査を実施しているということで、意見については修正はないということでございます。

3番目といたしましては、これは可児市の卓球協会が実施された大会に知的障がいの方が参加されてということで、こういった方々に対しての技術の指導とかそういうことと、それからまた福祉センターでの鈴の音卓球という、これはサウンドテーブルテニスというものでございますが、こういったものが利用できなくなっているがこういったことについてはどうかということでございました。

市としての考え……。

○委員長（勝野正規君） 暫時休憩といたします。

○委員長（勝野正規君） 会議を再開します。

○高齢福祉課長（大澤勇雄君） 市としての意見とごさいましては、可児市の卓球協会の選手権大会については幅広い参加をいただいているということで、これについて知的障がいの方も参加されて、これは学校で指導を受けている方々ですが、参加していただくいい機会となっているということでごさいます。

また、障がいの受け入れ体制については障がいの生活支援センターハーモニーと、またその中でサウンドテーブルテニス等を行っておりましたが、ハーモニーの送迎ボランティアの活動も困難となってきたために自力で通っていただくようにいたしました。そういった利用者が少なくなったということで中止になったということでごさいます。

それで、意見につきましては修正はなしということでごさいます。

それから、4番目といたしましては、地区センターをコミュニティーの核として位置づけるのであれば、健常者と高齢者、被介護者、障がい者、児童が一緒になって集えるような環境をつくることできないでしょうかということ、それから体育室以外の会議室にいろいろな設備、軽スポーツの道具等を貸して市民と外に出て交わるというようなことが考えられないかということでごさいますが、これについては4月に公民館から地区センターにかわり、地域の方々が運営しやすいように地区センターの運営審議会が設けられており、地域で取り組んでいただくことは地区センターの中で考えていただくということで、地区センターの中ではサロンも開催されており、地域共生の場としての各種備品の活用についても地区センターの審議の中で取り組んでいただけるということで御理解願いますということでごさいます。

この件についても、意見についての計画の修正はありませんでした。

続きまして5番目は、これは認知症の高齢者の方が線路内に入って亡くなられた事件がごさいまして、そういった件について神戸市、大府市等の取り組みもごさいます。

これらは認知症の高齢者がふえてくることに従っていろいろな対策がとれるのではないかとということで、そういった事例を調べて可児市にも反映していただきたいというような御意見でございました。

市としては、今は可児市のオレンジプランというものの位置づけの中で認知症対策等、また認知症初期集中支援チームの早期の対応と認知症の方々の集う認知症カフェ、また介護保険制度による認知症徘徊感知器などの対応を施策として取り組んでおります。

有識者の会議においては、さまざまな認知症施策の御意見を賜ってまいりましたが、これまでにその認知症施策に関する条例制定とか賠償支援などの話は出ていないので現時点では計画はごさいませんが、今後、他市での取り組みを参考にしながら本市にとってどのような対策ができるかを検討していきますということで回答をさせていただく予定です。

意見については、計画については修正はなしということでごさいます。

以上がパブリックコメントの結果ということで、このパブリックコメントについては、また第6回目の地域福祉計画策定委員会がございまして、その中でこの報告をさせていただいたところで、計画の変更がないということについては承認していただいたというところがございます。以上でございます。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

本件に関しまして、委員の質疑を求めます。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項4. 生きるための包括的支援行動計画（自殺対策計画）パブリックコメントの結果についてを議題とします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（宮崎卓也君） 生きるための包括的支援行動計画（自殺対策計画）のパブリックコメントの結果についてです。

包括的支援行動計画につきましては、平成31年1月10日から31日までの期間におきましてパブリックコメントを実施いたしました。その結果、意見の提出はございませんでした。

今後は、パブリックコメントで提示いたしました計画案に基づき最終案をまとめ、3月末までに計画の策定を完了する予定でございます。以上です。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

本件に関する質疑を求めます。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項5. 介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（東城信吾君） 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして説明させていただきます。

この条例改正につきましては、根拠となる政令の改正が年度末ということで今議会上程に間に合いませんので、専決処分により行いまして次議会に報告をさせていただく予定でございます。

あらかじめ概要を御説明いたします。

資料のナンバー5のほうをごらんください。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律というものが平成26年に制定されまして、この中で介護保険法の改正がございまして、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行うという仕組みが設けられました。

平成27年度から一部実施をしておるところですけれども、このたび、10月の消費税率

10%への引き上げに伴いまして、さらに軽減強化を行うというものでございます。

その概要といたしましては、平成 30 年の条例第 6 号、これは平成 30 年第 1 回定例会のほうで、昨年の 3 月議会ですけれども、保険料率の改定に伴う介護保険条例の一部改正を行ったんですけれども、その一部改正条例の附則の第 3 条に保険料率の最も低い第 1 段階の軽減措置について規定をしております。

この附則を改正しまして、平成 31 年度から市町村民税非課税世帯の第 1 段階から第 3 段階までについて軽減強化を図るというものでございます。

資料の中段に四角で囲って記載しておりますけれども、第 1 段階につきましては保険料基準額に対する割合を既に平成 27 年度から 0.5 のところを 0.45 に軽減をしておりますが、これをさらに 0.375 といたします。第 2 段階は 0.65 から 0.525 に、そして第 3 段階は 0.7 から 0.675 に軽減をいたします。

ここで一旦、資料の裏面 2 ページのほうをごらんください。

保険料率は全部で 17 段階ございまして、第 5 段階が保険料の基準額、年額が 6 万 6,000 円でございます。軽減の対象となりますのは、市町村民税非課税世帯の第 1 段階から第 3 段階まででございます。

第 1 段階につきましては、本来の保険料率は保険料基準額である第 5 段階に対して 0.5 ということで、いわゆる 2 分の 1 ですけれども、年額 3 万 3,000 円というのが本則で決めておりますが、括弧書きで 0.45、2 万 9,700 円と表記しておりますけれども、これは既に第 1 段階のみ 0.05 分の軽減を一部実施しております。これが、今現在の条例の附則の第 3 条の規定で軽減をしておるところでございます。それをさらに改正しまして、基準額に対する割合を 0.375、年額を 2 万 4,750 円とするものでございます。

それから、第 2 段階につきましては基準額に対する割合を 0.65 から 0.525 に、年額を 4 万 2,900 円から 3 万 4,650 円といたします。

第 3 段階につきましては、基準額に対する割合を 0.70 から 0.675 に、年額を 4 万 6,200 円から 4 万 4,550 円といたします。

これらの軽減の割合につきましては、介護保険法施行令で規定されます軽減幅の上限でございます。

資料の表面、1 ページのほうへ戻っていただきまして、この条例の施行日は政令改正と同日付ということで、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

なお、1 ページの下段に記載しておりますけれども、平成 32 年度は軽減の完全実施予定としておりまして、来年度も別途条例改正を予定しております。

この完全実施という表現をしておりますのは、本来、この平成 32 年度に予定します軽減率というものが当初の法改正のときに予定をしておりました軽減率であったということの意味しておりますけれども、これが消費税率の引き上げの延期によりまして今まで大方が見送られておりまして、第 1 段階のみの一部実施にとどまっていたわけですが、これを改めて実施していくということでございます。

平成 31 年度は、消費税率の引き上げが 10 月からということもございまして、完全実施時における軽減幅の半分の水準まで実施をし、平成 32 年度に完全実施ということで、2 年間かけて段階的に実施していくという予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

本件につきまして、質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件に関しては終了といたします。

次に 6 項目め、国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（三好誠司君） 可児市国民健康保険税条例改正関連について御説明させていただきます。

条例改正は 2 点ございます。

1 点目は、資料ナンバー 6 - 1 をごらんください。

平成 31 年度税制改革大綱の中に、国民健康保険税の賦課限度額の改正があります。改正の背景として、保険事業においては保険税の納めた額にかかわらず誰もが同じ内容の医療給付を受けています。国は、負担能力のある所得の高い方に無制限に負担を求めるのではなく、一定の制限を設けています。これを賦課限度額といいます。

国は、より負担能力に応じた負担をする観点、あるいは被用者保険とのバランスを考慮しつつ段階的な引き上げを考えています。そこで、国の今回の税制改革大綱の中で医療費分を 3 万円引き上げることが示されており、地方税法施行令が年度内に改正される見込みです。

つきましては、地方税法施行令改正後、速やかに平成 31 年度賦課分から改正後の賦課限度額を適用したいと考えております。

2 点目は、資料ナンバー 6 - 2 をお願いします。

今回の税制改革大綱の中には、低所得者に関する軽減判定所得の引き上げが盛り込まれています。軽減の仕組みとしては、国民健康保険世帯の加入者の所得の合計が一定基準以下であれば、均等割・世帯割について軽減が受けられるというもので、平成 31 年度は地方税法施行令が改正され 5 割軽減、2 割軽減の合計所得金額の算定基準が変更となります。

5 割軽減では、平成 30 年度は国民健康保険加入者数 1 人当たり 27 万 5,000 円でしたが、平成 31 年度は 5,000 円引き上げられ 28 万円となります。また、2 割軽減では加入者 1 人当たり 50 万円が 1 万円引き上げられ 51 万円となります。

資料の下段の表は、国民健康保険世帯の加入者数別に算出した軽減判定所得を年度別にあらわしたものです。

今回の改正は、国民健康保険税の軽減の対象者が広がることで納税者有利の改正ですので、地方税法施行令の改正後、速やかに平成 31 年度から適用できるよう国民健康保険税条例の一部を改正いたします。

説明いたしました改正は、根拠法令が年度内に改正される予定ですので、改正後、国民健康保険条例の一部改正を専決処分させていただき、6月議会において報告させていただく予定です。

施行日につきましては、平成31年4月1日となります。

次に、可児市国民健康保険税減免取扱規則の改正について説明いたします。

第2条、減免の範囲の中の旧被扶養者の減免期間の変更です。

資料ナンバー6-3をお願いします。

社会保険等の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、社会保険等の被扶養者から国民健康保険の被扶養者となる方で国民健康保険の資格取得日において65歳以上の方を旧被扶養者と呼びます。

その減免額につきましては、ここにありますように被扶養者の所得割額がまず全額、あと当該被扶養者の均等割額の50%、ここに書いてあるのは30%としてありますが、もともと2割軽減世帯の方は2割を軽減して合計として5割の軽減という形になります。それで、7割、5割軽減世帯の方は非該当となります。

あと、国民健康保険の被保険者が今の旧被扶養者のみで構成されている世帯につきましては、均等割に加えて平等割についても同様に軽減がされます。

制度としましては、平成20年度から後期高齢者医療制度が発足以来行われておりまして、当初2年間というものが平成22年度におきまして当分の間とされました。それが、今回平成31年度から条文どおり2年間ということになるものでございます。

説明としては以上でございます。

○委員長（勝野正規君） 本件に関する質疑を求めます。

[挙手する者なし]

発言もないようでございますので、この件に関しましては終了といたします。

次に、報告事項7項目め、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（三好誠司君） 平成31年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が平成31年2月8日に開催されました。そこで後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが可決されましたので、御報告します。

資料ナンバー7をお願いします。

先ほどの国民健康保険での説明同様、5割軽減では、平成30年度は世帯の被保険者1人当たり27万5,000円でしたが、平成31年度は5,000円引き上げられ28万円となります。また、2割軽減では、世帯の被保険者1人当たり50万円が1万円引き上げられ51万円となります。

次に、昨年度まで7割軽減に上乘せ特例として加算されていた2割分について平成31年10月から廃止となり、条文どおり7割軽減となります。先ほど予算決算委員会のほうでも

説明させていただきましたが、8割軽減における上乗せ特例についてはそのまま加算されております。

ここの下のほうに書いてありますけれども、4行目からになります。これにつきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施されますが、8.5割軽減の被保険者については年金生活者支援金支給の対象外となるため、1年のみこの特例が維持されるものです。

また、先ほど国民健康保険のほうでもありましたが、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減についてですが、所得割の全額と均等割の5割軽減について今まで特例ということで期限なく適用されてきましたが、平成31年度以降は均等割額の5割軽減者のみ後期高齢者医療保険の資格取得後2年を経過するまでということで、条文どおりとなるというものです。

所得割については、今のところ継続という形になります。説明は以上でございます。

○委員長（勝野正規君） 本件に関する質疑を求めます。

○委員（富田牧子君） 済みません、年金生活者支援給付金についてですけど、これはどのように支給される。

○国保年金課長（三好誠司君） 年金生活者支援給付金のほうにつきましては平成31年10月からになりますが、年金を今満額もらってみえる方につきましては一月当たり5,000円ということで支給されます。

こちらについては条件がありまして、同一世帯の全員が市町村民税非課税で前年の公的年金等の収入に、あとその他所得の合計を足した額が老齢基礎年金の満額約78万円以下であるということが条件となってまいります。そういった方につきましては月額5,000円と。

ただ、そうするとその上の方たちというのが逆転現象が生じることがありますので、その部分については補足的老齢年金生活者支援給付金というのがありまして、逆転しないようにその部分を少しまた、人によって、この金額によって差がありますけれども、足して支給されるということで、またこれは9月ぐらいに対象者の方に御案内が届きますので、それがはがきで届くということになります。そのはがきを返送してもらい、もしくは市の窓口のほうにお持ちいただくことによって受けられるということになります。新たに対象となる方、65歳等になられて対象になる方につきましては、4月以降の受付分から、当初からこの申請を受け付けるという形で事業のほうが開始されます。以上です。

○委員（富田牧子君） はがきが来て、そのようにしたら通帳に振り込まれるということですか、これ。

○国保年金課長（三好誠司君） はい。お見込みのとおりで、年金額に上乗せして支給されると。同時に支給されるという形になります。

○委員長（勝野正規君） ほかに質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようでございますので、この件に関しては終了といたします。

ここで午後 2 時 30 分まで休憩といたします。

休憩 午後 2 時 14 分

再開 午後 2 時 30 分

○委員長（勝野正規君） 会議を再開いたします。

報告事項 8. キッズクラブ入室及び保育園入園状況についてを議題といたします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○こども課長（河地直樹君） 資料のほう、A 4、キッズクラブで 1 枚です。それから、保育園のほうで A 4・1 枚、縦のものを 1 枚ずつ出させていただきましたので、よろしくお願いたします。

まずは、キッズクラブのほうの平成 31 年度入室申請状況について御報告をさせていただきます。

まず最初にグラフのほうがありますけれども、これが申請児童数の推移となっております。一番上が合計ですね。それで、真ん中の点線が通年ですね。それで、三角が長期になっております。

まず真ん中の通年につきましては、昨年度比 38 人の増と、それから一番下の長期につきましては、昨年度と比べまして 8 人増ということでございます。それで、合わせて合計で昨年比べて申し込みについて 46 人増加したということでございます。

それで、2 番のほうですけれども、入室状況ですけれども、12 月に低学年のほうの申し込みを受け付けまして、優先的に入室の手続きを行いまして、その後 1 月になりまして 4 年生以上の申し込みを受け付けまして、入室調整を行いました。優先的に低学年のほうは入室をさせていただいている状況でございます。

それから、2 番目ですけれども、低学年の利用申請が昨年度比 87 人増加ということで、やはり低学年を中心に申し込みがふえていまして 87 人増加しているということで、一方で高学年は若干減少しているような状況です。

それから、真ん中、その下の表に入っていきますけれども、高学年通年申請者の一部に対して長期の振りかえを依頼して調整をさせていただいています。

それで、振りかえというのは、通年の利用、平日の利用は難しいですけれども、夏休みだけは 1 日なので、キッズクラブでお預かりするということを長期に振りかえるということでございますけれども、下の表に「通年→長期変更」というのがございますけれども、こちらのほうで通年から 33 人の方について振りかえをお願いしております。

それから、待機についてでございますけれども、5・6 年生を中心に通年で 3 校、表のほうを見ていただきますと待機状況ということで、今渡北小の 5 年生が 4 人、それから春里小が 5・6 年生になっていきますけど、5 年生が 4 人、6 年生が 4 人、それで広見小が 5 年生が 5 人、6 年生が 2 人というような待機の状況になっております。

それから、長期につきましては 7 校になっておりますけれども、今渡北小が 5 年生が 3 人、

6年生が1人、今渡南小が5年生が9人、6年生が1人、土田小につきましては5年生が2人、帷子小については5年生が2人、春里小は5年生が1人、6年生が2人、東明小については6年生が3人、広見小は5年生が8人、6年生が1人という、計33名という状況になっております。

あと表のほう、順番が逆になりましたけれども、不許可につきましては、就労証明書等を出していただいて入室の審査をさせていただきましたけれども、入室の要件に当てはまらない勤務状況ということでお断りしたものを不許可というふうにさせていただいております。

それから、3番キッズクラブの主な施設整備と受け入れについてでございますけれども、平成31年度についての受け入れの充実につきましては、今渡南小学校のキッズクラブについては、新設ということで4クラス新設をしております。こちらのほうは、通年を中心に活用していきたいというふうに考えております。

それから、東明、土田、帷子とありますけれども、東明小につきましては、特別教室のスマイルルームというところをお借りしまして、通年でお借りしたいというふうで学校と調整しております。

土田小につきましては、西校舎の4階になりますけれども、国際教室という教室がありますけれども、こちらのほうを通年でお借りしたいということで学校と協議しております。

帷子小学校については、保管室という物置になっている部屋があるんですけれども、その物をどけていただいてキッズクラブで通年で使わせていただくということで、学校のほうはおおむね了解いただいておりますので、あとは細かい使い方等を今学校と調整をさせていただいている状況でございます。

キッズクラブについては以上でございます。

では、引き続き、保育園の入園状況について御説明させていただきます。資料はA4縦の資料をお願いいたします。

まず1番、保育園の入園申し込み状況です。

平成31年度に向けて新たに入園の申し込みをされた方の件数になっております。

それで、H30というのが今年度受け付けた件数で、本年4月からの新入園受付分ということでございます。それで、今年度受け付けたのが341件ということで、前年度比マイナス34件という状況になっております。

それで、昨年度がマイナス98件ということで大幅に減りましたけれども、それに対してまた若干減っているということでございます。

平成29年度は平成28年度が大きくふえた反動で減ったということになりますけれども、平成30年度に受け付けたのはまた少し減少したということになっております。

減少したのは主にゼロ・1歳で、ゼロ歳がマイナス10で1歳がマイナス18ということで、こちらのほうが減少が大きくなっているような状況でございます。

2番です。入園児童数の推移と計画値ということでございます。

こちらのほうが平成31年度の入園児童数の3月6日時点の数字になっておりますけれども

も、ゼロ歳児で 47 人、1・2歳で 470 人、3歳～5歳で 896 人の 1,413 人というところでございます。昨年度に比べてマイナス 21 人という状況になっています。

それで、こちらのほうの人数でございますけれども、市内在住の児童が市内外の認可保育園、または地域型保育園に入園している児童数でございます。

あと、その下、参考ですけれども、幼稚園の入園児の状況でございますけれども、平成 31 年度はまだ数字が出ておりませんが、こちらのほうも若干減少傾向となっております。

あと、申しわけございません。計画というのが入っていますけれども、こちらは子ども・子育て支援事業計画の数字となっております。

3 番、確保の状況です。

確保のほうは時系列に並んでおりますけれども、平成 30 年度についてははぐみの森がプラス 20 人、可児さくらプラス 30 人というふうで定員のほうが増加しております。

それから、欄外になっておりますけれども、企業主導型が平成 29 年度から開園しております。平成 29 年度については企業主導型の地域枠がプラス 53、平成 30 年度についてはプラス 9 という状況になっております。

それで、平成 31 年度の来年度につきましては、はぐみの森がプラス 5、めぐみ保育園がプラス 25 という予定をしております。ゼロ歳児が 113 名、1・2歳児が 511 名、3歳～5歳が 929 名の合計 1,553 名という利用定員が確保できるというふうに見込んでおります。

説明のほうは以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

本件に関しまして、質疑を求めます。

○副委員長（川合敏己君） まず保育園のほうですけれども、めぐみのほうでプラス 25 ということなんです、これは現行工事を行って 3 月末で完了しますね。それでプラス 25 になるのか、もともと定員は百五、六十でしたよね。それを今セーブして 125 か 120 ぐらいで入れているので、それがプラスになってもとに戻るといったことなのか、それとも 185 ぐらいになるのか、ちょっと済みませんがそこを教えてください。

○こども課長（河地直樹君） 定員のほうは今 140 ということになっています。利用定員が 140 ということで、認可定員は 140 ですけれども、それが増築によって 165 に変える予定でございます。

それで、実際の今の園児数としましては 120 程度になっておりますけれども、110 台の利用数になっておりますけれども、面積要件としてはあるんですけれども、特性のある子供さんが入ってきたりとか、そういう関係で定員が目いっぱい入っていないという状況でございます。

それで、増築のほうは 25 定員をふやしまして、3歳児の部屋を 2 部屋増築のほうで使えますけれども、まずは増築のほうは終わりますけれども、その後改修のほうで未満児室を改修しますので、一旦増築のほうを未満児で使いながら改修のほうも進めていきますので、実際に利用定員として増加するのは 8 月以降というふうに見込んでおります。以上です。

○委員長（勝野正規君） ほか、質疑よろしいでしょうか。

○副委員長（川合敏己君） 済みません、次にキッズクラブのところです。

3のところですね。ここで、平成31年度の今渡南、東明、土田、帷子となっております。それで、今度2のほうをちょっと見ますと、キッズクラブの入室調整の状況について、3月1日現在ですので、これは多分平成31年度、要するにことしの4月以降の数字を反映した形でこれは書き込まれているんですよ。まず、それをちょっと確認したいです。

ここの待機者数のところが19、33、52と2を見るとあるんですが、これは新1年生を入れ込んだ数で書かれているんですか。ちょっと済みません、そこをお願いします。

○子ども課長（河地直樹君） そうです。来年度の1年生の子の申し込みを受け付けて新1年生、新2年生、新3年生の子を受け付けて、その後、新4年生、5年生、6年生の子の受け付けをしていますので、この待機者数は新1年生も全部入室した状況での待機というふうになります。

○副委員長（川合敏己君） 済みません、ちょっと私が地元だもんですから、今渡南小のことを伺います。

今渡南小に関しては、新築で2階建て4教室ということで、本当に1億円以上の経費をつけていただいていたんですけれども、これはそれでも要するに待機が出てしまうということなんでしょうか。通年を入れると。ちょっとお願いします。

○子ども課長（河地直樹君） 面積的には、もっと入っていただくことはもちろんできます。

1教室40人というふうになりますので、面積定員としては160なんですけれども、通年につきましては、今回これを見ていただいたとおり去年は待機があったんですけれども、今渡南小は待機が通年はないという状況になります。

それで、長期のほうは全部新しいところを使うのか、あと校舎の集会室というのもお借りしてまして、定員によってはそちらのほうもお借りして運用していきたいというふうを考えております。

それで、一番そこで課題になるのが指導員の数でございまして、指導員のほうは募集はずうっとかけている状況なんですけれども、なかなか集まらないという状況と、あと先ほど保育園と同じように加配がというような状況も出てまして、もう1対1で目が離せないような子供さんもいらっしゃるしまして、そうするともう指導員はいるけれども、それ以上に必要になってくるということで、定員、面積要件までの子供さんを受け入れることがちょっとできないという現場の状況がありまして、通年だけは待機はないということできせていただいていますけれども、長期についてはちょっと高学年を中心に待機ということでお願いしてまして、あとは長期については、待機の方についてはLポートで臨時のキッズクラブを行う予定も考えておりますので、そちらのほうで御利用いただくことも案内しようかなというふうを考えております。

○副委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

今度、土曜日なんですけれども、土曜日は今の広見小で、十分対応が可能ということによ

ろしかったですか。

○こども課長（河地直樹君）　そうですね。ことしの申し込みのほうが大体 50 名ちょっとでしたので、ことし、今年度は 40 人ほどでしたんですけれども、ふえている状況です。

それで、土曜日のほうは通年とかに比べますと来られない方が結構あります。申し込むだけ申し込んで実際に使われる方は 3 分の 2 とかいうような状況ですので、実際は 40 人を切ることが多いのかなということで広見小の第 2 キッズクラブのほうの 1 部屋で何とか対応できるのではないかということで考えておりますけれども、多い場合はもう一つの第 1 キッズクラブもあけて、場所的には対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（勝野正規君）　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項 9. 健康づくり計画パブリックコメントの結果についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（小栗正好君）　よろしくお願ひいたします。

資料ナンバー 9 をお願ひいたします。

「可児市健康づくり計画―第 3 次健康増進計画・第 3 次食育推進計画」について、1 月 10 日から 1 月 31 日にパブリックコメントを実施いたしました。結果、お一人から 3 項目の御意見をいただきました。

1 つ目については、今回の計画の中に可児市の健康寿命を目標指標に入れることを提案していただいています。

回答といたしましては、健康寿命は日常生活に制限のない期間の平均のことを指し、20 万規模の大規模調査をもとに算出されるもので、厚生労働科学健康寿命研究により都道府県単位で 3 年ごとに公表されていますが、市町村単位での算出はされておられません。

健康寿命の指標は、基礎資料や算出方法に強く依存することから、絶対的な値として見るのではなく、都道府県単位規模等での年次的推移を相対的に見ていくことが妥当と考えられています。

したがって、目標数値として健康寿命を掲げず、健康寿命に影響するであろう要因と示される生活習慣分野ごとの実践的な指標で確認をしていくことといたします。

2 つ目の御意見ですが、特定健診受診率の目標値を下げないという御意見です。

特定健康診査を受けた人の割合は平成 29 年度が 32.7% と上昇してはいますが、前計画の目標値 60% には届いていません。今回、目標値を 46% と設定したことに対して下げるべきではないとの意見をいただきました。

回答といたしましては、特定健診受診率の目標値は、第 3 期可児市特定健康診査等実施計画及び第 2 期可児市国民健康保険事業実施計画、データヘルス計画と整合性を図り設定しております。

国民健康保険団体連合会による保険事業支援評価委員会の検討の中でも、目標値は保険者の特性や社会的要因を分析した上で各保険者が段階的に達成し得る可能な数値を設定することと方向性が示されています。これらを踏まえまして、健康づくり計画の平成 36 年度目標値をデータヘルス計画の最終年度である平成 35 年度、2023 年度の数値に伸び率を加味した 46%以上と設定をさせていただきました。その上で、他市の事例等も参考に取り組んでいくと回答をさせていただいております。

次に、3つ目の質問でございますが、302の推進策の提案についてです。

302運動を推進してきておりますが、実践している割合が 27.9%から 23.9%と下がっている現状から、費用もかからず手軽にできるウォーキングをもっと市民に習慣づけるためにも頑張っている人を認めてあげるという内容でございます。

具体的には、歩数計を身につけて目標歩数を設定しながら歩いてもらう。毎日の歩数を確認しながら、目標値を達成した方には表彰、記念品を上げるという意見でございます。

回答といたしましては、市民が手軽に実践できる取り組みであり、健康維持には最適であると考えため、計画の中でも引き続き普及啓発を行ってまいります。この推進のための取り組みの一つとして、運動していない人へのきっかけづくり、そして既に運動している人を応援する清流の国ぎふ健康ポイント事業を開始し、所定のポイント獲得者には特典を受けられる取り組みを行っているところで、今後、充実を図っていくという回答をさせていただきました。

以上、パブリックコメントの御意見をいただきましたけれども、計画自体に変更はありませんでした。以上で説明といたします。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

本件に関しまして、質疑、御意見ございましたら。

[挙手する者なし]

発言もないようでございますので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項 10. 可児とうのう病院についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（小栗正好君） 本件に関しまして、ちょっと資料はございませんが、可児とうのう病院につきまして1点報告をさせていただきます。

去る2月21日に可児とうのう病院地域連絡協議会が開催されております。これは、地域の自治会、医師会、保健所、行政などで構成されている協議会で、病院経営の状況や病院の各種取り組みなどについて協議していただく場として、年2回ほど開催されております。

今回、この協議会の中で病院側から説明がありました点について御報告をさせていただきます。

病院の診療体制についてでございますが、外科の医師2名がこの3月末で退職するということになりまして、診療体制を一部縮小する旨の説明がございました。

地域の方からは、救急対応についての質問がございました。その回答といたしましては、

応援の医師等を配置し、できる対応をしていくという説明がありましたので、御報告をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

本件につきまして、質疑、御意見ございましたら。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようでございますので、この件に関しましては終了といたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時15分

○委員長（勝野正規君） 会議を再開いたします。

協議事項に移らせていただきます。所管事務調査事項についてを議題といたします。

これまでの委員会の課題のほか、今期定例会の議案審議や一般質問、本日の予算質疑において改めて取り上げて調査していくべき課題だと思われるものがあれば御意見をお願いします。

また、4月の組織機構改革により、文化財課及び郷土歴史館が新設の文化スポーツ部へ移り、建設市民委員会の所管となります。当委員会での所管事務として取り扱ってきた中で建設市民委員会へ引き継ぐべき内容があればまとめたいと思いますので、御意見をお願いいたします。

じゃあ、私のほうから。

まず、前委員会からの教育福祉委員会の引き継ぎ事項ということで、市内公立小・中学校2学期制について注視、地域包括ケアシステムの推進についてを注視、子育て健康プラザmano管理運営に注視していくと。

それで、今年度の年間活動計画では、同じ内容でございます、前委員会からの引き継ぎ事項により次の3件を重要課題とするということで、市内公立小・中学校の2学期制、地域包括ケアシステムの推進、子育て健康プラザmanoについてという内容で今来ております。

このほかにあればということと、あと所管、文化財課と郷土歴史館が建設市民委員会へ移行しますので、4月以降、その分は委員長として必要とあれば文書で、次の4月に間に合うように建設市民委員会へ引き継ぎ事項があればお渡しします。

何か御意見をいただければありがたいと思います。

じゃあ、まず両方というわけにはいかないので、この所管委員会として今期定例会の議案や一般質問、予算質疑において改めて取り上げていく部分があればお願いいたしたいと思います。

よろしいですか。急に言われても難しいところがありますよね。

○副委員長（川合敏己君） とりあえず、所管委員会で決めて重点事項については報告を受けながらやってきましたので、たまたまその所管がえがある中においては特にこれだというの

は、個々にはあるかもしれないんですけど、委員会としてはちょっとなかった、ないといいますか、私としては今のところはちょっとないかなというふうには思っておりますけど、皆さん、どうですか。

○委員長（勝野正規君） 今は特に課題に沿ってやってきたんで、所管が変わっても特に引き継ぐような大きなことはないよという御意見をいただきましたけれども。

○委員（山田喜弘君） 行政的には3月31日と4月1日とでは年度が違うという話ですけども、僕らの感覚でいうと6月まであるので、ここに言われてもという部分はありますけれども、ただ文化財課と郷土歴史館、富田委員のきょうの予算決算委員会での質問もありましたし、文化財課については条例で市長部局へ持っていかれるという話でしたので、当然、市長部局へ持っていっても適正な管理保全と、また市民の方の、可児市の文化財をよく理解していただいて、そういうものに資するようにやっていただけるように。

なかなかそれとしては、教育福祉委員会としてその部分は余りなかった、課題としてはなかったということもありますけれども、「麒麟がくる」も含めてしっかり対応してもらいたいというふうに思っておる、建設市民委員会のほうでしっかりと取り組みしていただきたいと思います。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

要は前のときに、所管が変わるんで引き継ぎ事項を文書をもって引き継いでくれというのは議長から発言があったことと思っております。だから、ここの所管として文化財課、郷土歴史館の所管が変わるということであればということでしたけど、今特段はないような発言があったんで、口頭ではもちろん申しますけれども、文書をもっての建設市民委員会への引き継ぎはなしということではよろしいでしょうか。

〔「それでいい」の声あり〕

ありがとうございます。

とにかく、口頭では大河ドラマ云々という話は、向こうも当然同じ共通の仲間でおられると思っておりますけれども、伝えておきます。

それで、今回の定例会を振り返って、新たに取り上げて調査していくべき課題、要は今まで今年度やってきた課題に追加していくようなことがありましたら発言をお願いいたします。

○委員（富田牧子君） といっても、6月までなのであれですけど、幼児教育の無償化になりますので、それについてやっぱり本当に皆さんになってよかったというふうに思ってもらえるように混乱がないように、それからかえって負担がふえるということがないようにぜひ見守っていきたいというふうに思っておりますけど。

○委員長（勝野正規君） 言葉を直すと、幼児教育の無償化の注視についてでよろしいでしょうか。同じ文言に合わせると。という今意見をいただきました。

ほかに発言はございませんか。

○委員（山田喜弘君） あと、各種団体の懇談会がありますのでそれを踏まえて、そこで課題が出ればまたそれを教育福祉委員会の課題としたらどうでしょうか。

○委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

ちょっとその件は委員会を閉じてからちょっと御報告申し上げることがございますので、よろしく願いいたします。

そのほか、発言はよろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もございませんので、以上で本日の案件は全て終了しました。

その他、何かございましたらお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。

閉会 午後 3 時 23 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 3 月 13 日

可児市教育福祉委員会委員長